

亀山市告示第114号

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱及び亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和6年6月4日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱及び亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱を廃止する告示

亀山市時間外及び休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第206号）及び亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱（令和5年亀山市告示第117号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。